

第118期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

新株予約権等に関する事項…… 1

業務の適正を確保する体制
及びその運用状況の概要…… 5

(計算書類)

株主資本等変動計算書……10

個 別 注 記 表……12

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書……23

連 結 注 記 表……26

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

株式会社伊予銀行

上記の事項につきましては、法令ならびに当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.iyobank.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	①名称 株式会社伊予銀行第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2011年7月15日 ③新株予約権の数 278個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,800株 ⑤新株予約権の行使期間 2011年7月16日から2041年7月15日まで ⑥権利行使価額 1株当たり 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	3名
	①名称 株式会社伊予銀行第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2012年7月17日 ③新株予約権の数 468個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 46,800株 ⑤新株予約権の行使期間 2012年7月18日から2042年7月17日まで ⑥権利行使価額 1株当たり 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	①名称 株式会社伊予銀行第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2013年7月16日 ③新株予約権の数 319個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 31,900株 ⑤新株予約権の行使期間 2013年7月17日から2043年7月16日まで ⑥権利行使価額 1株当たり 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	4名
	①名称 株式会社伊予銀行第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2014年7月16日 ③新株予約権の数 343個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 34,300株 ⑤新株予約権の行使期間 2014年7月17日から2044年7月16日まで ⑥権利行使価額 1株当たり 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	①名称 株式会社伊予銀行第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2015年7月15日 ③新株予約権の数 246個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 24,600株 ⑤新株予約権の行使期間 2015年7月16日から2045年7月15日まで ⑥権利行使価額 1株当たり 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	6名
	①名称 株式会社伊予銀行第6回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2016年7月15日 ③新株予約権の数 604個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 60,400株 ⑤新株予約権の行使期間 2016年7月16日から2046年7月15日まで ⑥権利行使価額 1株当たり 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員であ る取締役 を除く。)	①名称 株式会社伊予銀行第7回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2017年7月14日 ③新株予約権の数 573個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 57,300株 ⑤新株予約権の行使期間 2017年7月15日から2047年7月14日まで ⑥権利行使価額 1株当たり 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	6名

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

業務の適正を確保する体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するため、取締役会で定めた「内部統制システムの整備に係る基本方針」に基づき体制整備に努めております。なお、下記の「業務の適正を確保するための体制整備」は事業年度末日現在のものであります。

A. 法令等遵守体制

(a) 企業理念の実践

当行の企業理念である「〔存在意義〕潤いと活力ある地域の明日を創る」、「〔経営姿勢〕最適のサービスで信頼に応える」および「〔行動規範〕感謝の心でベストをつくす」を具現化するため、全役職員は、これら企業理念の具体的な行動基準である「行動指針」等の実践に努める。

(b) 法令等遵守を重視した企業風土の確立

取締役は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ率先垂範して取り組み、法令等遵守を重視した倫理観ある企業風土の確立に努める。

特に、頭取は、年頭挨拶や支店長会議、行内研修等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組み姿勢を示すものとする。

(c) 規程等の整備

全役職員が遵守しなければならない規準を取締役会にて制定し、その周知・徹底に努めるとともに、法令等の制定・改廃や経営環境等の変化を踏まえ適宜これを見直すものとする。

また、法令等遵守に関する具体的な実践計画を年度ごとに取締役会にて決定する。

(d) 組織等の整備

法令等遵守に関する統括部門を置くとともに、本部全部室および全営業店にコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス担当者は、各部室店における法令等遵守状況のチェックおよび報告ならびに法令等遵守に関する教育および相談等を行う。

さらに、全行的な法令等遵守体制に関する事項等を審議するために、頭取を議長とするコンプライアンス会議を設置し、その審議結果を取締役会に報告・提言する。

(e) 報告・相談制度

法令等遵守に関し問題があると思われる事実もしくは行為またはそのおそれが発見された場合の内部通報を含む報告・相談体制を整備し、適正な運用を行う。

また、お客さまからのご要望や苦情等に対しては真摯に対応し、その内容を一元的に管理・検証する部門を設置して、状況を毎月常務会に報告する。

(f) 教育・研修体制

取締役は、外部研修や勉強会等に積極的に参加し、法令等遵守に関する情報等の収集に努める。

コンプライアンス統括部門および各部室店のコンプライアンス担当者は、行内の集合研修および各部室店内の勉強会において、法令等遵守に関する研修体制の充実を図る。

(g) モニタリング

コンプライアンス統括部門および各所管部署は、法令等遵守の状況について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門等が実施したモニタリング結果の報告を受け、法令等遵守体制の適切性・有効性について内部監査を実施する。

(h) 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努める。

(i) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策への対応

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策に関する内部管理態勢を構築し、業務を遂行する。

B. 情報の保存・管理

(a) 文書の保存・管理

各所管部署において、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を定められた期間適切に保存・管理する。

(b) 情報セキュリティ

所管部署において、情報セキュリティに係る管理規程等を整備し、当行の保有する情報資産の適切な保護に努める。

C. リスク管理体制

(a) リスク管理計画の策定

業務上発生する各種リスクについて、リスク管理の具体的な対応方針の決定や高度化を進めるために、取締役会においてリスク管理計画を半期ごとに決定する。

(b) 規程等の整備

各リスク管理主管部署は、それぞれのリスクの特性等を踏まえた管理規程等を整備し、これらの規程等に基づき適切にリスク管理を実施する。

(c) 組織等の整備

リスク管理全般を統括する部門を置く。

また、頭取を委員長とするALM委員会を置き、運用・調達の基本方針等を検討する。

さらに、リスク統括部門の担当役付取締役を委員長とするオペレーショナル・リスク管理委員会および信用リスク管理委員会を置き、リスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討する。

(d) モニタリング

リスク統括部門および各所管部署は、各種リスクに関する管理状況および管理方法等について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、リスク統括部門等が実施したモニタリング結果の報告を受け、リスク管理体制の適切性・有効性について内部監査を実施する。

D. 効率的な職務執行体制

(a) 役付取締役

迅速な意思決定と職務執行が行われるよう、取締役会の決議をもって役付取締役を置き、各役付取締役の担当部室および担当ブロックを定める。

(b) 常務会

取締役会の定める「常務会規程」に基づき、頭取の業務執行を補佐するため、役付取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営全般の重要事項を協議する。

(c) 機構、業務分掌および職制

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、機構、業務分掌および職制を定める。

(d) 経営計画等の策定と進捗管理

計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において「中期経営計画」、「各年度経営計画」および「期初収支予算」を決定する。

また、これらの進捗状況を把握するとともに、経営環境の変化等を踏まえて適宜見直すものとする。

(e) IT等の活用

IT（情報技術）や情報システム等を活用することにより、取締役の職務執行の効率化・合理化に努めるものとする。

E. グループ経営管理体制

(a) 財務報告の信頼性確保

当行およびグループ会社（銀行法第2条第8項に規定された子会社および銀行法施行令第4条の2第2項に規定された子法人等）は、法令および会計基準等を遵守し、財務報告の信頼性の確保に努めるものとする。

(b) グループ会社の管理

ア. 規程等の整備

取締役会は、グループ会社を適切に管理するための規程を制定する。

イ. 組織等の整備

グループ会社に対する指導・支援を統括する部門を置き、当行とグループ会社間で定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項については、グループ会社から当行に合議・報告を行う制度を設け、グループ会社の損失の危険を管理する。

ウ. 経営管理

当行は、グループ会社に対して、法令等遵守およびリスク管理等の体制整備に関する指導・支援を行い、グループ会社の取締役等の職務執行の効率性を確保するとともに、当行の内部監査部門がグループ会社への内部監査を実施し、当行グループ全体における業務の適正を確保する。

また、グループ会社全役職員が、法令等遵守に係る事案を当行の監査等委員会またはコンプライアンス統括部門に相談できる体制を整備する。

F. 監査等委員会の監査業務の補助に関する事項

(a) 組織の整備

監査等委員会の事務局として、その補助事務等を処理する部署を置く。

(b) 補助者の配置と独立性および指示の実効性の確保

監査等委員会の事務局たる部署に、監査等委員会の職務を補助する職員を置く。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ頭取が決裁する。

G. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

(a) 主要な会議・委員会等への出席

監査等委員は、常務会や主要な委員会および会議に出席し意見を述べるができるものとし、このことを関連する規程等において明記する。

(b) 代表取締役と監査等委員会との定期的会合

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、当行を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(c) 監査等委員会への報告

ア. 取締役は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告しなければならない。

イ. 当行の執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員が、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実およびその他法令等遵守に関する問題があることを発見したときに、監査等委員会に報告できる体制を整備する。

ウ. 当行の取締役、執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員は、監査等委員会から報告を求められた場合は、これに協力しなければならない。

エ. 当行は、監査等委員会に報告を行った者に対して、不利益な処遇は一切行わない。

(d) 監査等委員会と内部監査部門との関係

ア. 内部監査部門は頭取および監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

イ. 監査等委員会は、内部監査部門から内部管理態勢における課題等について定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門に具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門は頭取と監査等委員会の指示に齟齬ある場合は、監査等委員会の指示を尊重するものとする。

ウ. 監査等委員会の指揮命令を受ける内部監査部門の部門長の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ頭取が決裁する。

(e) 監査等委員の職務の執行に係る費用

ア. 監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当行が負担する。

イ. 当行は、監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、半期毎に、一定額の予算を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

A. 法令等遵守体制

「報告・相談規程」、「報告・相談要領」を策定し、行内の報告・相談態勢について明確化し、法令違反・行内規程違反等に関する情報を「報告・相談窓口」等で収集している。また、所管部が臨店面接を実施し、各職場のコンプライアンス状況の把握に努めている。

B. 情報の保存・管理

郵便物の誤送付根絶を目指し、従来から実施している送付先住所や内封物のダブルチェックに加え、確認者の意識を高め、周囲への協力依頼メッセージを発するツールとして、「郵便作業中シート」を新設し、定着化を図っている。

C. リスク管理体制

当行は、「ALM委員会」を11回開催し、運用・調達の基本方針等を審議するとともに、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を4回、「信用リスク管理委員会」を5回開催し、リスク管理状況の検証と管理体制の改善強化に向けた検討を行った。

D. 効率的な職務執行体制

新型コロナウイルス感染症の影響で利用が拡大したZOOM等のWeb会議システムについて、設備環境・管理基準を整備し、行外からも各種会議への参加を可能にすることで、取締役の職務執行の効率化を図った。

E. グループ経営管理体制

当行は、「グループ会社定例報告会」を6回開催し、グループ会社の取締役等の職務執行状況および内部統制状況の監視・検証を通じて、当行グループの総合金融サービス提供機能の強化およびグループ会社の経営力強化に努めた。

F. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

当行は、監査等委員が常務会等の主要な会議に出席し、意見を述べることをできることを規程に定めている。また、代表取締役と監査等委員会は、定期的を開催している経営審議委員会において、相互認識と信頼関係を深めるよう努めている。

第118期 (2020年4月1日から
2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	20,948	10,480	—	10,480
当期変動額				
剰余金の配当				
圧縮記帳積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△6	△6
自己株式処分差損の振替			6	6
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	20,948	10,480	—	10,480

(単位 百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
		圧 縮 記 帳 積 立 金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	20,948	2,048	384,594	19,799	427,390	△6,611	452,208
当期変動額							
剰余金の配当				△4,436	△4,436		△4,436
圧縮記帳積立金の取崩		△6		6	—		
別途積立金の積立			14,000	△14,000	—		
当期純利益				16,679	16,679		16,679
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分						104	98
自己株式処分差損の振替				△6	△6		—
土地再評価差額金の取崩				137	137		137
株主資本以外の項目の 当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	—	△6	14,000	△1,618	12,374	103	12,477
当期末残高	20,948	2,041	398,594	18,180	439,765	△6,508	464,686

(単位 百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その 他有 価証 券金 評価 差額 金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	163,329	792	19,315	183,437	343	635,989
当期変動額						
剰余金の配当						△4,436
圧縮記帳積立金の取崩						
別途積立金の積立						
当期純利益						16,679
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						98
自己株式処分差損の振替						
土地再評価差額金の取崩						137
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	50,807	△1,167	△137	49,502	△69	49,432
当期変動額合計	50,807	△1,167	△137	49,502	△69	61,910
当期末残高	214,136	△374	19,178	232,939	273	697,899

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～40年 その他 5年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により貸出条件を緩和した一定の債務者に係る債権又は新型コロナウイルス感染症の影響が大きい特定業種の一定の債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の率を乗じた額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,347百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への当行株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

10. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（貸倒引当金）

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 32,784百万円

うち、新型コロナウイルス感染症の影響により計上した額は8,681百万円であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（1）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載しております。

（2）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により貸出条件を緩和した一定の債務者又は新型コロナウイルス感染症の影響が大きい特定業種の一定の債務者については、他の債務者と比べて将来の財務状況、資金繰り、収益力等が悪化する可能性が高く、一定程度の債務者について債務者区分が悪化するものと仮定しております。

（3）翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績変化又は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（信託を用いた株式報酬制度）

当行は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

信託は、当行が拠出する資金を原資として、当行株式を取得します。

当行取締役会が定める株式交付規程に基づき、当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員にポイントを付与し、その退任時において、信託を通じてポイントに応じた当行株式及び金銭を交付します。

2. 信託が保有する当行の株式に関する事項

（1）信託が保有する当行株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

（2）信託における帳簿価額は191百万円であります。

（3）信託が保有する当行の株式の当事業年度末株式数は247千株であります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 20,573百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は659百万円、延滞債権額は55,752百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,812百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,055百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,279百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,187百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	710,931百万円
貸出金	661,447百万円
担保資産に対応する債務	
預金	26,029百万円
売現先勘定	199,289百万円
債券貸借取引受入担保金	91,604百万円
借用金	732,257百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券434百万円及びその他の資産50,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金6百万円及び敷金264百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,259,139百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,117,246百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

10. 有形固定資産の減価償却累計額	12,635百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額	53,010百万円
	8,243百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は62,323百万円であります。

13. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額	19百万円
14. 関係会社に対する金銭債権総額	25,090百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額	27,166百万円
16. 元本補填契約のある信託の元本金額	5百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	110百万円
役務取引等に係る収益総額	395百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	146百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	1,987百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,414百万円
2. 関連当事者との取引	
記載すべき重要な取引はありません。	

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自己株式					
普 通 株 式	7,222	1	119	7,104	(注)1,2,3
合 計	7,222	1	119	7,104	

- (注) 1. 自己株式のうち普通株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 自己株式のうち普通株式の減少119千株は、株式報酬制度における当行株式の交付等による減少36千株及び新株予約権の権利行使による減少82千株であります。
3. 自己株式のうち普通株式の当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当行株式がそれぞれ284千株、247千株含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△16

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	20,373
関連法人等株式	200
合 計	20,573

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	337,963	69,725	268,237
	債券	431,109	421,561	9,547
	国債	119,985	116,895	3,090
	地方債	226,478	221,733	4,745
	短期社債	—	—	—
	社債	84,645	82,933	1,712
	その他	632,551	584,427	48,123
	小 計	1,401,624	1,075,714	325,909
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	16,347	21,489	△5,141
	債券	171,289	172,815	△1,526
	国債	68,552	69,375	△823
	地方債	63,852	64,096	△243
	短期社債	—	—	—
	社債	38,885	39,344	△459
	その他	266,711	278,091	△11,379
	小 計	454,349	472,396	△18,046
合 計		1,855,973	1,548,111	307,862

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	11,338
その他	5,576
合 計	16,915

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,599	2,751	172
債券	589	2	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	589	2	—
その他	488,156	8,259	7,116
合 計	493,345	11,013	7,289

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は5百万円（うち、株式5百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,257	1,179	78	78	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	14,535 百万円
土地減損損失	622
睡眠預金払戻損失引当金	503
賞与引当金	496
減価償却費	463
有価証券評価損	392
その他	2,028
繰延税金資産小計	19,041
評価性引当額	△ 898
繰延税金資産合計	18,142
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 93,715
圧縮記帳積立金	△ 896
その他	△ 379
繰延税金負債合計	△ 94,991
繰延税金負債の純額	△ 76,848 百万円

(1株当たり情報)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 2,203円00銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益金額 | 52円67銭 |

(ご参考)

第118期末信託財産残高表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	5	金 銭 信 託	517
現 金 預 け 金	512		
合 計	517	合 計	517

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 一百万円

元本補てん契約のある信託
金銭信託

(単位 百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	5	元 本	5
計	5	計	5

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。

第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	20,948	14,578	433,082	△5,131	463,478
当期変動額					
剰余金の配当			△4,436		△4,436
親会社株主に 帰属する当期純利益			18,088		18,088
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		11		86	98
土地再評価差額金の取崩			137		137
連結子会社株式の 取得による持分の増減		5,761			5,761
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	5,773	13,789	85	19,648
当期末残高	20,948	20,352	446,871	△5,045	483,127

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当期首残高	166,775	792	19,315	△650	186,233	343	21,792	671,848
当期変動額								
剰余金の配当								△4,436
親会社株主に 帰属する当期純利益								18,088
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								98
土地再評価差額金の取崩								137
連結子会社株式の 取得による持分の増減							△5,761	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55,563	△1,167	△137	8,929	63,187	△69	△7,612	55,505
当期変動額合計	55,563	△1,167	△137	8,929	63,187	△69	△13,374	69,392
当期末残高	222,338	△374	19,178	8,279	249,421	273	8,418	741,240

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 16社

会社名

いよぎん保証株式会社
いよぎんビジネスサービス株式会社
いよぎんキャピタル株式会社
いよベンチャーファンド4号投資事業有限責任組合
いよベンチャーファンド5号投資事業有限責任組合
いよベンチャーファンド6号投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン6次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン農業応援ファンド2号投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合
株式会社いよぎん地域経済研究センター
株式会社いよぎんディーシーカード
株式会社いよぎんChallenge & Smile
いよぎんリース株式会社
株式会社いよぎんコンピュータサービス
四国アライアンス証券株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

いよぎん愛媛大学発ベンチャー応援ファンド投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン事業承継応援ファンド2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

いよぎん愛媛大学発ベンチャー応援ファンド投資事業有限責任組合
いよエバーグリーン事業承継応援ファンド2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等

4 社

会社名

いよぎん・REVICインベストメンツ株式会社

四国アライアンスキャピタル株式会社

大洲まちづくりファンド有限責任事業組合

Shikokuブランド株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～40年 その他 5年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能

見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により貸出条件を緩和した一定の債務者に係る債権又は新型コロナウイルス感染症の影響が大きい特定業種の一定の債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の率を乗じた額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,347百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

9. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への当行株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

10. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の

差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準

リース期間に基づくリース契約上の受取るべき月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

16. 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結される子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（貸倒引当金）

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 37,043百万円

うち、新型コロナウイルス感染症の影響により計上した額は8,681百万円であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（1）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

（2）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により貸出条件を緩和した一定の債務者又は新型コロナウイルス感染症の影響が大きい特定業種の一定の債務者については、他の債務者と比べて将来の財務状況、資金繰り、収益力等が悪化する可能性が高く、一定程度の債務者について債務者区分が悪化するものと仮定しております。

（3）翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績変化又は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（信託を用いた株式報酬制度）

当行は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

信託は、当行が拠出する資金を原資として、当行株式を取得します。

当行取締役会が定める株式交付規程に基づき、当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員にポイントを付与し、その退任時において、信託を通じてポイントに応じた当行株式及び金銭を交付します。

2. 信託が保有する当行の株式に関する事項

(1) 信託が保有する当行株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2) 信託における帳簿価額は191百万円であります。

(3) 信託が保有する当行の株式の当連結会計年度末株式数は247千株であります。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当行及び一部の連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は847百万円、延滞債権額は57,076百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,812百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,055百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,792百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,187百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	710,931百万円
貸出金	661,447百万円

担保資産に対応する債務

預金	26,029百万円
売現先勘定	199,289百万円
債券貸借取引受入担保金	91,604百万円
借入金	732,257百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券434百万円及びその他資産50,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金292百万円、金融商品等差入担保金10,239百万円、保証金74百万円及び敷金276百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,247,214百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,105,322百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条のうち主に第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

12,635百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

54,267百万円

10. 有形固定資産の圧縮計帳額

8,243百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は62,323百万円であります。

12. 元本補填契約のある信託の元本金額

5百万円

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却20百万円、株式等償却106百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 千株)

	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 株 式 数	摘要
発行済株式					
普通株式	323,775	—	—	323,775	
合 計	323,775	—	—	323,775	
自己株式					
普通株式	7,222	1	119	7,104	(注)1,2,3
合 計	7,222	1	119	7,104	

- (注) 1. 自己株式のうち普通株式の増加 1 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 自己株式のうち普通株式の減少 119 千株は、株式報酬制度における当行株式の交付等による減少 36 千株及び新株予約権の権利行使による減少 82 千株であります。
3. 自己株式のうち普通株式の当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当行株式がそれぞれ 284 千株、247 千株が含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の 内 訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年 度 期 首	当連結会計年度		当連結会計 年 度 末		
				増加	減少			
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—			273		
	合 計		—			273		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2020年5月26日 取締役会	普通株式	2,217百万円	7.00円	2020年3月31日	2020年6月5日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	2,218百万円	7.00円	2020年9月30日	2020年12月10日
合 計		4,436百万円			

- (注) 1. 2020年5月26日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当行株式に対する配当金 1 百万円が含まれております。
2. 2020年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当行株式に対する配当金 1 百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	2,218百万円	利益剰余金	7.00円	2021年3月31日	2021年6月8日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当行株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービス事業を行っております。そのため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び経営政策目的で保有しているほか、一部売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建金融資産・負債については為替の変動リスクに晒されており、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段を発生別・残存期間別にグルーピングし、ヘッジ手段の残高がヘッジ対象の残高を上回っていないことを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行においては、半年毎に「リスク管理計画」を取締役会で策定し、そのなかで信用リスクに関する方針を定めております。具体的には、特定のお取引先並びに実質的に同一とみなされるお取引先グループ、特定の業種への与信集中の抑制によるリスクの分散等を図っております。また、与信集中の抑制以外にも、内部格付別・営業ブロック別・全業種別等の与信状況について定期的に管理・分析を行っており、信用リスクの高度化による与信ポートフォリオの最適化に努めております。これらの管理状況の結果については、項目に応じて定期的に取締役会等へ報告を行っております。

また、リスク統括部を営業関連部門から完全に独立した信用リスク管理部署と定め、「内部格付制度」を当行における信用リスク管理の根幹の制度と位置付け、その上で制度に関する基準を制定し、個社別の与信管理、業務運営等に活用しております。リスク統括部では、内部格付制度の設計・基準制定及び変更、内部格付制度の検証及び運用の監視等を所管しており、内部格付制度の適切な運営や格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う体制としております。

一方、審査関連部門は個別与信にかかる審査等を担当しており、営業推進部門から分離し審査の独立性を確保するとともに、融資に関する基本原則を遵守し、お取引先の財務状況や資金使途、返済能力等を勘案した厳正かつ総合的な審査を実施しております。なお、審査関連部門は、審査関連業務の企画やお取引先の与信にかかる審査を担当する審査部、海運業や造船業などのお取引先の与信にかかる審査を担当するシップファイナンス部、個人融資の審査を担当する個人ローンセンター、企業再生のための経営相談機能をもつ企業コンサルティング部、問題債権を担当する融資管理室、担保評価を担当する不動産調査室の6部室センター体制としております。資産の自己査定については、資産査定基準の制定等をリスク統括部が所管した上で、営業店による1次査定、本部各部による2次査定ののち、リスク統括部による検証を実施する等、厳正な運用体制を確保しております。

連結子会社においては、各社の保有する債権について、当行が保有する債権とあわせて、お取引先毎に管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、ALM委員会を中心とする管理体制のもとで市場リスクの統合管理を行っております。

ALM委員会では、ギャップ法や時価評価分析、期間損益シミュレーション、VaR（バリュー・アット・リスク）等の多面的な手法を活用して、適時・的確にリスクの把握を行っております。これらの手法によるリスク分析に加え、収益構造分析、経済環境・市場予測等に基づいて、運用・調達の基本方針やリスク管理計画、ヘッジ戦略を検討しております。なお、市場取引部門については、取引を執行する部署及び決済等の事務を行う部署から独立したリスク管理部署であるリスク統括部を設置し、相互牽制を図っております。

また、半年毎に取締役会で策定している「リスク管理計画」においてリスク量のリミットを設定し、リスク統括部はその遵守状況のモニタリングを実施するとともに、モニタリング結果を定期的に取り締役会等に報告を行っております。

（市場リスクに係る定量的情報）

当行では、市場リスクの計測をVaRにより行っております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99.9%、観測期間1,200営業日）を採用しております。

当行において主要な市場リスクは株式リスクと金利リスクであり、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当連結会計年度末現在、株式リスクや金利リスクを含む当行の市場リスク量（損失額の推計値）は1,998億円であります。

なお、当行では、V a RとV a R計測期間に対応した実際の損益変動を比較するバックテストリングを定期的実施し、使用する計測モデルの精度に問題がないことを確認しております。ただし、V a Rは過去の相場変動から統計的に算出した市場リスク量であり、市場環境が激変する状況下におけるリスクを適正に表せない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、A L Mを通して、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位 百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,415,522	1,415,522	—
(2) 買入金銭債権	6,834	6,834	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	649	649	—
(4) 金銭の信託	6,427	6,427	—
(5) 有価証券			
その他有価証券	1,878,329	1,878,329	—
(6) 貸出金	4,975,984	4,896,054	
貸倒引当金（＊1）	△35,526		
	4,940,458	4,896,054	△44,403
資 産 計	8,248,221	8,203,817	△44,403
(1) 預金	5,963,676	5,963,765	89
(2) 譲渡性預金	531,969	531,969	—
(3) コールマネー及び売渡手形	61,624	61,624	—
(4) 売現先勘定	199,289	199,289	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	91,604	91,604	—
(6) 借入金	743,645	743,686	40
負 債 計	7,591,809	7,591,939	130
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,329	2,329	—
ヘッジ会計が適用されているもの（＊3）	(7,166)	(7,166)	—
デリバティブ取引計	(4,837)	(4,837)	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊3）ヘッジ対象である貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを採用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）を適用しております。

（＊4）重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、適切な市場利子率に信用リスクを反映させた利率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付に応じた信用リスクを反映させた利率で割り引いて時価を算定しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付等に応じた信用リスクを反映させた利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利率に当行の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び (5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利率に当行の信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨オプション、通貨スワップ等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (5) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	13,649
② 組合出資金 (* 3)	5,788
合 計	19,438

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について90百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(1株当たり情報)

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 2,313円28銭 |
| 2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 57円12銭 |